

昭和二十四年五月十四日印刷  
後二週以内はその議決権の委任

を提出せしめ若しくは議決の事項を記載した議案書類その他書類

昭和二十四年五月十五日発行  
参議院事務局  
印刷者 印刷局

(第七部)

第五回参議院大藏委員会會議録第十七号

(三二二)

昭和二十四年四月二十三日(土曜日)  
午前十時三十分開会

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

○委員(櫻内大臣) 此れより會議を開きます。

第七部 大藏委員会會議録第十七号 昭和二十四年四月二十三日【参議院】

切替えをいたしましたものについて御説明を申し上げます。特に日用品、その他生活に關係多いもので、少し只今の課税の自主性から見まして下げたが適当であるというものだけを特に拾い上げました次第でございます。ここに税法に載っております、或いは要綱で御覽頂いた方がよろしいかと思ひますが、カバン、トランク、運動具、乳母車類等に対して只今は百分の五十の課税をいたしておりますのでございませうが、それを三十まで引上げまして、とういうふうな或る程度日常生活に關係の深いものには税率の調整をして、物品税全体としての品目間の権衡を保ちたいという趣旨において、引下げをいたしましたのであります。向ういうことをいたしますと、物品税の税収に穴が開く次第でございます。外に乗用小自動車、つまりダットサンでございますかと、最近はやつておりますスクーターでございますとか、あれに對しては只今課税はございませんけれども、相当負担力があると認めまして、二割程度の課税をするようにいたしました。従いまして、今度は税収確保の意味もございまして、日用品のなもので生活に非常な關係の深いものを、特に引下げる必要の迫つてくるというものを引下げまして、他面乗用小自動車にも課税いたしました。大体税収としてはとん／＼のところを祖替をいたしましたことでございます。向う後物品税全体としましては、いろいろと御要望もあることでございますが、

十分研究をいたしました。將來税制改正等の場合には、又適當の措置を講じなくちやならないと思つておりますけれども、只今のところでは一應今度の祖替で、全体の品目間の権衡は取れるのではないかと、物品税全体として根本問題はいつまでも残つて参ると思ひますが、一應の権衡だけは取れるのではないかと、こう存ずるのでございませう。向う今まで綠茶に對しましては、従價課税でございまして、一貫目三百五十円の免稅点を置きまして、それを超えるお茶に對しましては、すべて二割の課税を行なつておたつたわけでございませう。ところが課税の實際から申しますと、お茶というものの値段を稅務署が判定するということとはな／＼困難でございます。又三百五十円の免稅点というものが、なか／＼免稅点を超えるか、それ以下であるかという判断がむずかしい次第でございまして、稅務署と納稅者との間に／＼が超ると、又納稅者の相互間においても得たもの、損したものと、いろいろございまして、課税技術上非常にお茶を従價課税にいたしますことが困難なように認められますので、一般からの御要望もございまして、今般従價課税に祖替えしたわけでございませう。従いまして従價課税でございませうから、一貫目五十円という一律の税率によつて課税をいたすことに相成るのでございまして、一切の綠茶に對しまして、五十円という税率で課税することに相成り

ました。そうしますと、相當悪いお茶にも課税になるという關係もございませうので、税率は五十円という安い税率にいたしました。稅收の見積りとしては、約一億円減少するということ、止むを得ないと、こう考えていたしたよりな次第でございませう。大体物品税の關係はさうな意味の祖替をした次第であります。

○油井賢太郎君 此れは或いはおいてなつておる係の方で、お分りにならなかつたら、後からどなたかからお答へ願ひたいと思ひますが、砂糖消費税は、輸入するものには消費税を課せないうように変更になつたよりでしたが、これはどういふわけですか、お分りになつたのですか、又非常に輸入が減少しておりますので、昨年度から見ると大幅に軽減された理由についても併せて説明を求めます。

○政府委員(山本菊一君) 御説明申し上げます。砂糖の消費税につきましては、御承知のように教回考え方を変えたわけでございます。昨年の春、輸入砂糖に對して一應課税をするという建前にいたしましたのでございませうが、今般爲替レートが引上げになりましたので、只今までは百六十円四角の爲替レートであつたかと思ひますが、今般輸入レートの引上げになりましたので、又輸入の補助金というものの支出が認められなくなつたという關係で、砂糖が今のまま課税して参ります。相當上つて参りますわけでありませう。ところがこの砂糖の値段が上がるという

ざいませう。又この委員会におかれましても、陳情、請願等の形式においていろいろ御審議を頂きまして、私共の方からも御説明申し上げたよりな次第でございます。もと／＼物品税と申しますものは、日華事變當時から始まりましたものでございまして、いわゆる戦時稅的色彩を相當持つておると申上げてもよろしいかと思ひます。全体といたしまして、稅收確保の必要上相當範圍のものに對しまして、二割乃至十割の課税をいたしておりますのでございませうが、全体としての感じから率直に申上げますと、相當今の時代に對しては物品税の負担が全面的にづらくなつて來ておる。と申しますのは、物價も段々安定して參つておりますし、物の出廻りも相當豊富になつておりますので、物品税全体として相當負担が苦しくなつておるといふことは事實であるように存ずるのでございませう。従いまして、物品税はでき得ることならば、極力引下げをしたいといふことを私共といたしましてはひとしく考えておるところでございませうけれども、ただ財政事情がこれを許しませんので、尙物品税を存続して置くというのが率直な事情でございませう。で一應存続するといひますれば、從來の税率で品物別の権衡といふことは大体取れて參つておるのでございまして、昨年の七月相當引下げ、切替えをいたしましたあとの状態は大体釣合ひが取れておると存じておるのでございませう。尙今般二、三の品目にございまして

ことは、第一にバリエイ指数に響いて参りますのが第一と、又これが主食代替ではございせんけれども、一應カローリ計算に入っております関係、又輸入される砂糖でありまして連合國の厚意によるものであるというふうな事情がございまして、一般の國內産の一部の砂糖と區別して、輸入砂糖に対しては課税しないがよからうというところに相成つたわけがございまして、これには関係方面の意向が相当入つておる次第でございまして、従いまして今度この措置を取りまして、免除をいたしますれば、砂糖の値段は、これはブル計算をいたす関係上、まだはつきり数字は出ておりませんが、大体は一斤十円くらいは下るのじやないか、こう存じております。

○油井本部長 砂糖の今度の配給が大幅に減るようですが、減つた場合に税金においては、どのくらいの相違があるわけですか。  
○政府委員(山本第一郎君) 砂糖の配給の事情を私詳しくは存じませんが、今度の砂糖消費税は約五億を見積つておるに過ぎません。と申しますのは、これは全部國內産の砂糖だけの消費税を見積つておつて、輸入砂糖についてはこの法案の趣旨に則りまして、免税ということに議入見積りをいたしておるような次第でございまして。

○油井本部長 ところで砂糖の輸入が大変数量が減つておるのですが、その身代りとして当然ズルチン、サッカリンが代用品として國民に消費されることは当然であると思ひます。ところが、このズルチン、サッカリンはもう当局においても十分諸願、陳情等でお分りになつておるでしよすが、非常な

高率な物品税をかけておられる。そのために關流しのもので多くて、結局まともな商品が出廻つておらん、國民の健康上にも非常な害があるということを言われておる。これについて今度の法案にズルチン、サッカリンの物品税を訂正することをなぜお考えにならなかつたか。私には不思議に考えられるのですが、そのいきさつを御説明願ひます。

○政府委員(山本第一郎君) ズルチン、サッカリンにつきましては、戦時中以來、ずつと値が付けられておりました、その後が廃止になつたのでございまして、いろいろ砂糖が出廻つた等の関係もございまして、生産者のコストに税金を加えた價格として、從來の價格が相当無理であるということに相成りまして、昨年の暮、議会の御協賛を請ひまして、一万二千円の税率を六千円に下げた現在に至つておるのでございまして。ところでこれにつきましては、只今御示しのようにならぬ御議論がございまして、これを要しまするに、一体コストがどれくらいであるかということ、最終の販賣價格が一体どの程度であるかということ、關に流れておるサッカリン、ズルチンの實際がどうであるかというふうな点に問題があるかと思ひてございまして。

關の價格につきましては、いろいろと調べておるところによつて違ふようでございまして、或いは七千円と言ひ、或いは私共の調べたものの中には一万円を超えてやがたり買つておると、こういう例もあるようでございまして、その数字がはつきりしないのでございまして。又コストの点に参りますと、これ亦非常にむずかしいものでございまして。と

申しますのは、サッカリン、ズルチンは化学藥品として、外の品物との連産品の關係にあるのでありまして、従いまして、その價格を正確に把握する、生産コストを正確に把握する、これは非常にむずかしい問題でございまして、或いは四五千円とか、いろいろ申しますが、この点についても尙研究を要する問題が相当残つておると思ひてございまして。又この品物の横流しの状態等につきましても、只今のところそれがどうやつて流れておるか、又それに対する取締りという方面について、又相当手を著ける必要があるのじやないかというふうな問題も残つておると思ひてございまして。それらの点を考え合せまして、もう少しよく研究をいたしませんと、俄かに一部の業者等が申しておるようにならぬに参りませんで、今回の物品税の改正におきましてはこれを見送りまして、將來の研究問題として残しておるような次第でございまして。それに丁度關の價格の点につきましては、只今から夏に向いますと、これは需要期に入つて参ると思ひてございまして。例のアイス・キャンデーその他に使用分量が殖えて参りますので、需要期に入つて参りますので、冬の場の値段と又夏場の値段とは違つて来るのじやないかと思ひます。

それらの点もございまして、只今申上げましたように、將來の研究問題としてまだ残しておるような次第でございまして。  
○油井本部長 夏場に向つて、或いは價格が上がる、關の價格が相当引上るかのようなお話でございまして、結局値段が引上れば一部關所得者だけが利益を得するということになるのでありま

して、國民全体の消費生活には何らプラスがないという観点から見まして、早急にこのズルチン、サッカリンの物品税を引下げるというふうなことが要望されるのでありまして、或いは衆議院、或いは我々參議院の方からこの修正案等も出るかと思はれるのですが、そういう節は當局としてこの修正に対して絶対見込がないか、或いは見込があるか、どういふ見通しですか、それに対しての見解はどうでしようか。

○政府委員(山本第一郎君) サッカリンのコストにつきましては、昨年物價廳で計算いたしましたのが、各四千五百程度になつておつたかと思ひますが、その点につきましては只今申上げましたように、連産品の關係等をよく調べて見ないと分りませんが、それが仮に三千円か四千円といったとしても、只今の六千円の税金を加へまして一万円足らずでございまして、私共といたしましては一万円を超える取引実例も調べておりますし、差当りズルチン、サッカリンをここで追証して税率を落とすという事は考へたくない、それはちよつと困難ではないかと存じております。

○委員(櫻内辰郎君) お諮りいたします。この際本案に対する質疑を中止をいたして置きまして、米國の対日援助見返資金特別会計法案について御審議を願ふこととして、油井君からの御要求によりまして大蔵大臣がお見えになりましたら、油井君から御質問を願つて、大蔵大臣の御答弁を願ふことにいたしたいと思ひます。

○油井本部長 この対日援助見返資金の会計法について大蔵大臣にお伺ひ

いたしたいのですが、先ず第一番にこれは予算委員会でも随分問題となつた点であります。千七百五十億円の見返資金のうち二百七十億は用途が大体お示しになられてまして、オーケーも取つておるといふことであります。残りの千四百八十億のうち六百億見当が復金債の償還に充てられるということも安本長官でしたか、御説明があつたようですが、これについてただ希望だけであるのか、或いは復金債の償還には六百億なら六百億、はつきり決つておるのでありますか、先ずその点から一つ。

○國務大臣(池田重人君) お話の通りに千七百五十億のうち鉄道通信の建設公債に二百七十億繰入れるということがはつきり決つております。その他は只今のところはつきりいたしておりません。ただ予想といたしましては、復金債は今年度中に償還することになつておりますから、その方へ使いたいという希望は持つております。

○油井本部長 ところでその残りの千四百八十億の用途がまだ明白でないというのでありますが、この法案によつて見ますと、大蔵大臣がすべてこの資金の管理をするということになつております。結局大蔵大臣に管理を國會で以て委任してしまへば、千四百八十億の用途がどういふふうに使われようとするのか、今後國會との関連というものがなくなるのであります。その点もその用途が判明次第國會に話つておやりになるおつもりであるか、その根本論を一つお聴かせ願ひたい。

分りになつておるでしようが、非常な  
常にむずかしいものでございます。と  
得をするということになるのでありま  
金の会計法について大蔵大臣にお伺い  
のでございます。一々使用につきまし

て国会の承認を得るとか、或いは国会  
に諮問することはいはしたしませ  
ん。ただ結果におきまして決算御審  
議願うことになると思ふのでありま  
す。

○油井賢太郎君 それでは第九條にお  
いて予算の作成をするということにな  
つておりますが、予算の作成は甚だ漠  
然たるものであつて、まだ分らないか  
ら、漠然と出されるというようにな  
らなつております。併しながら第九條  
の第二項で歳入歳出予算計算書を添附  
しなければならぬということになつ  
ておりますが、この予算計算書という  
形式は一体原則としてどういふこと  
なるのでありますか。

○國務大臣(池田勇人君) 事務当局か  
ら後刻お話しさせていただきますが、只今のこ  
ころは千七百五十億円のうちに、先程申  
上げました金額だけしか決つておりま  
せんので、残りの千四百八十億につ  
きましては、どういふ費途といふことが  
決つておりませんから、従つて今年度  
におきましては、予定計算書は二百七  
十億、千四百八十億と、これだけしか  
出ないと思ひます。

○油井賢太郎君 それではこの運営に  
當つて大蔵大臣にのみ権限が残つてし  
まう。又それについて或いは審議会な  
り運用委員会というやうなものを大蔵  
大臣の下にお置きになるが、そのやう  
場合に国会との関連といふのを御考慮  
になつておられるか、その点について  
御説明願ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) まだはつき  
りいたしておりませんが、関係方面で  
も一つのボードを作る意向でございま  
す。こちらの方でも安本に審議会を設  
けまして、そつして大体そこで資金計

面を決め、そつしてその資金計画に基  
きまして大蔵大臣がこれによつてやる  
と申しますとあれでございませうが、資  
金繰の關係がございませうから、大体の  
基本的考え方は、安本の審議会で決め  
まして、実際のやり方につきましては  
大蔵大臣がやる。こつういふやうな恰好  
でやりたいと、今機構を考へてつある  
のであります。

○油井賢太郎君 先般の予算委員会  
は、大蔵大臣は、例へば失業救済資金  
が足りないとか、その財源はあるか  
ら、いずれそつういふ時期が来たとき  
に、その財源によつて賄ふことができ  
る。ではその財源は如何なるものかと  
いふやうな質問をいたしましたとき  
は、それはこの見返資金でもやれるの  
だといふやうなこともあり、その他の  
ことについても、例へば長期産業資金  
も、この見返資金で賄ふことができる  
といふやうな、何でもかんでも千七百  
五十億のところへ持つて行かれたよ  
うな傾きがあつたのであります。そ  
うしますと、大体において、具体的にど  
ういふ資金については、この見返資金  
を使うんだという構想はありになる  
と思ひます。これはすべてが安本でお  
やりになつていて、大蔵大臣は全然タ  
ッチなさらないのでですか。その点はど  
うですか。

○國務大臣(池田勇人君) 只今申し上げ  
ましたように、基本的考え方につき  
ましては、資金計画とマッチして考へ  
なければならぬから、一應安本に  
審議機關を置きまして、これには、大  
蔵省並びに各省も参加すると思ひま  
す。そつして大体の基本的の使用計画  
を立てまして、それをいつやるか、ど  
れだけ何月何日の方面へ出すかとい

よつうなことは、大蔵大臣をやつて行  
きたいと考えております。お話の失業対  
策とかいふやうな場合におきまして  
も、例へば水力発電とか、炭礦の整備  
をするとか、こつういふ方面には失業対  
策等も加味いたしまして考へたいと考  
えております。

○油井賢太郎君 大蔵大臣は、大体安  
本で計画を立てるといふお話ですが、  
我々国会議員といたしましては、これ  
は非常に好意あるアメリカからの物資  
のいわゆる賣却代を日本の再建のため  
に使う、結局アメリカの予算におい  
てやるということも十分承知してありま  
す。然る以上、アメリカ國民の厚意に  
酬むためにも、この用途といふものは  
厳正なものでなければならぬ。勿  
論国会議員として、國民の代表とい  
つたして、政府がこれを使う場合に  
いて、十分我々も國民の要望を入れ  
て、而もアメリカの厚意に酬むよ  
うな用途に、いわゆる日本の再建の  
ために使われることを希望するわけ  
です。それにつきまして、漠然とお任せ  
し放して置くといふことは、我々にと  
つては、何だかアメリカ國民に對して  
も、亦日本の國民に對しても申訳がな  
いという感じがするわけでありませ  
う。これについて政府当局として、やは  
り決算だけで事後承諾で国会議員は  
承知して呉れといふことではなしに、先  
程のお話の、安本に審議会を作るとい  
ふやうな場合にも、国会との結び  
つき、関連といふことを十分考慮さ  
さるべきだと思ひますが、これはい  
ざ安本長官にもこの席へお出でを願  
つて、その点はお伺ひたいと思ひま  
す。併しながら、大蔵大臣の御所見  
としては、国会はもうどうでもい

大蔵大臣と安本長官の方へ任して置  
いて呉れればよいのだといふやうなおつ  
もりなのではしよるか、その点をばつき  
り御回答を願ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 安本に置か  
れることを予定いたしております審議  
会に、国会議員を入れるか入れないか  
につきましては、はつきりいたしてお  
りませぬ。御希望の点は承つて置か  
ますが、構成につきましては、只今のこ  
ころ決めておりませぬ。

○油井賢太郎君 尙大蔵大臣の管理下  
にあるといふことになりませうが、その  
管理はどういふ機關でおやりになり  
ますか。

○國務大臣(池田勇人君) マーシャル  
案によりまして、西ヨーロッパ方面に  
アメリカと各國と協定いたし、こつ  
ういふやうなお金を出してありますが、  
フランスにおきましては、一つの國務大  
臣を置きまして、その仕事に當らせて  
いる例があるのであります。大蔵省に  
おきましては、今度御審議を願ひま  
す大蔵省設置法案に新たに財務官とい  
ふものを置きまして、主として向うの  
この資金に關する折衝、その他の仕事に  
當らせたいと考えております。

○油井賢太郎君 今の管理の件は大  
分りなつたが、その場合、いろ／＼計  
面を立てるとか、實際に資金を支拂  
う場合に、いわゆる司令部との折衝と申  
しますか、協議と申しますか、そつ  
ういふ点については管理上如何なる方策で  
お進みになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 向うの機  
も今相談されておるやうな状況でござ  
います。多分私は向うに管理職がで  
きると思ひます。こちらの方も財務官  
を設けまして、そつして理財局に一

の課を置いて、そつして管理に當らせ  
たいと、こつういふ構想を持つており  
ます。

○油井賢太郎君 では、いざ安本長  
官を委員長において御出席願うこと  
をお願いいたします。

○中西功君 この見返会計法案に關  
いたしまして、このたび千七百五十億  
といふものが一應予定されたわけであ  
りますが、最近に至りまして、爲替  
レートが大体確定の見通しがついたと  
思われませうが、これについて大蔵大臣  
はもう発表はしてないのでありませ  
うか。新らしい爲替レートにつ  
いて……

○國務大臣(池田勇人君) 私はまだ何  
も聞いておりませぬ。

○中西功君 四月二十五日から三百六  
十円になるといふ点については、それ  
はいつ発表になるわけですか。

○國務大臣(池田勇人君) いろいろ発表に  
なりませんか、どれだけの金額か、私は  
今お答えできません。

○中西功君 これは日本政府には今の  
ところ全然まだ連絡がないことでは  
ないか。

○國務大臣(池田勇人君) 大蔵大臣と  
しては聞いておりませぬ。

○中西功君 そつすると、何大臣とし  
て聞いておられるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 他は分りませぬ  
(笑聲)

○中西功君 それでも、若し四月二十  
五日から三百六十円になるといふや  
うなことが発表されませうれば、今まで計  
算されました千七百五十億円といふ  
のは、非常に變つて來ますすね。

○國務大臣(池田勇人君) 想定レート  
三百三十円で一應計算してあります

ら、交つて来ると思ひます。

○中野功著 千七百五十億円が交つて来るだけでなくて、先日まで我々が審議しておりました予算書の、例えば輸入調整金につきましても、或いはその他全般がこれによつて非常に交つて来るわけだと思ひます。私は本会議の予算反対の討論におきましても、そのように、今の日本の予算案自体が一つの條件によつて全く根柢から交えられなければならないというふうな状態に達する。爲替レートの問題は、それは一つの問題ですが、併しこれは決して根本的な問題ではなくて、もつと他の要因が派山ある。まあ、そういうふうな非常に薄弱なんです、同時に又三百六十円ということになれば、実際に予算のあらゆる面において交つて来るのです。そうになりましたときに、その予算全般の数字に対して政府はどういう措置を取られるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 爲替相場が決まつてからお答えすることにいたします。

○中野功著 例えは輸入調整金だとか、これはまあ随分交つて来ます。或いはこれに関連して價格調整費の額が非常に交つて来ます。併しこれは一應國會で通つたからこのままにして置いて、美質的な措置において結局これを修正して行く、大体そういうふうな措置が考へられると思ひますが、そういうことは今考へておられますかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) まだ決まらないのでございますから、三百三十円になるか、或いは幾らになるか、私はその問題については只今のところ考へておりません。はつきり決まらな

から、そういう問題についてお答えいたしたいと思ひます。

○中野功著 それじやこの質問は、決まりましたからもう一度やることにいたします。

それから見返會計の問題ですが、六項、七項を衆議院において削除いたしました。これは普通の日本人として常識を持つておる人ならば、私は当然のことだと思ひます。多くの國會議員は、この六項、七項を見ましたときに、大体びつくりしたと思ひます。従つて衆議院のこらういふ修正は、当然のことなんです。ところが政府は原案を出すとき、一体どういふわけで、どういふ見解に基いてこの六、七は入れたいか、この点を先ずお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) もと／＼このお金はアメリカの納税者の負担に於いて出されたものでありますから、こらういふ規定を置いたらいいだらうという話がありまして、入れたのでございすが、國會の審議によりまして削除するということならば、我々としても異存はないわけでありませう。

○中野功著 もと／＼アメリカの納税者の負担に於いて出されておるからこらういふ規定を入れたと言われまが、今までもそらういふ援助物資が来ておりましたので、又單に援助物資だけの問題に限らず、占領下にある日本として、いろいろの点において政府は、ダイレクティブやいろいろのものを受取つておる筈だと思ひます。そらうした場合でも、國內法における場合には、今まではそのダイレクティブに基いて、日本政府の責任において法案が作られて行つたと思ひます。で、必

ずしもこの問題に關してだけメモランダムやそらうしたものが出たわけではないと思ひます。併し、これで初めて國內法が出たと思ひます。この点私は、政府といたしましては、削除することが当然であるといふことをお認めになるならば、こらういふふうなことを余り考へずに入れたといふことは、政府としてまあいわば輕率であつた、少くとも輕率であつたといふやうなことはお認めになりますかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) 輕率とは考へません。その当時の状況によりまして入れたのでございします。

○中野功著 それでは、昨日も質問がありましたので、昨日も質問がありました。六項、七項が削除されたこと、併し、實質において、それならば、今後この六項、七項の問題を政府としてはどういふふうな運用して行くかという問題が起ります。昨日日田口政務次官からは、確かこれが形式的にはなくなつても、實質上あるものとしてやつて行く、確かそらういふ意味の答弁がありました。が、大体それで間違ないかどうか。

貨に換算しますと、いわゆるドル價格、こらういふものと、それを現案に日本に賣拂つて得た日本の円の資金、これは私にはやはり二つに分けて考へなければいけないものだと思ひます。何故ならば、これは理由は派山あります。一つは、若しアメリカ政府において、五億ドル日本に物をやつたからその代金としての円資金といふものを、これを實際に円資金として受取つて呉れるなら問題は簡單かも知れませんが、恐らく國際的な今までの關係から、國際通貨の問題から見ても、そらういふことは絶対にあり得ないのであります。やはり日本がこの援助物資によつて負債を負つておるとするならば、それは飽くまでも國際通貨によつて我々は負債を負つておると思ひます。現案にはそれはドル價格として負債を負つておるのです。従つてアメリカとしては、日本の円、即ち千七百五十億円といふものを寄越せと、それを寄越したら支拂はもうこれで帳消しにするといふものならば、これは又別であります。そらういふやうなものはないのです。飽くまでも我々が援助物資といふやうな名においてアメリカから若し負債を負つておるとするならば、それはその物の或いはドル價格として我々は負つておるのであります。そらういふやうな点を考へれば、円とそれからドルの問題との間には私は区分を付けないければならんと思ひます。これが一つです。

○中野功著 そこで私は、いわゆるこの見返特別會計に入つて来る金の問題なんです。即ち円資金の問題なんです。これを一体どういふ性格と考へておられるか、これが非常に大きな問題だと考へるのです。面倒くさいですか私から私の方を先に言いますと、向うから輸入されて来るもの、即ちガリオア・フアッド、イロア・フアッドとして輸入されて来るもの、それを米

第二の理由は、物として入つて来て、或いはドルとして負債であつたとしても、これはどうなるか分りませんが、負債になつたといひましたも、それを賣つて、そらうして日本經濟の一部として、而もそこから上つて来

るところの資金といふものは、これはすでに日本經濟の資金なんでありまして、これだけが特別になるということ、結局第一の理由と同じよらうな意味でありませうけれども、ともかく日本經濟のこれは不可分の資金であるといふ意味において、やはりこれははつきり意味を区別しなければならん。

更に第三は、占領下の日本、これは一つの間接統治なんです。従つて日本政府は、今までは事國內の經濟政治に対しては十分な責任を持つて来ておる。その大きなところは、監督或いは管理されておりますが、少くとも今までは日本政府は責任を持つてやつて来ておる。勿論その日本政府といふのは、何も吉田内閣といふだけではなくして、日本の國會も入つておるわけでありませう。そらういふやうなものが、責任を負つてやつて来ておる。従つてこのドル價格、ドル勘定といふものについては、それは非常に嚴格な管理下に置かれ、特別な措置を講ぜられるといふことはあり得る。これは又將來これが一体負債となるのか、或いは講和會議においてどういふ処置をつけられるのかといふことになつては、非常にこれは大きな問題で処理がむずかしいのであります。であるけれども、結局この円資金の問題は飽くまでもこれは國會及び日本政府の責任として私はこれを処分するのが當然だらうと思ひます。これは今までのいわゆるポツダム宣言の下における占領管理下の當然のこととして日本政府が当然やるべき、それは又實質的な經濟的な意味において、第二番目に申しましたよらうに日本經濟の不可分のものである。これだけを特別に出してどういふこと

る。勿論その日本政府といふのは、何も吉田内閣といふだけではなくして、日本の國會も入つておるわけでありませう。そらういふやうなものが、責任を負つてやつて来ておる。従つてこのドル價格、ドル勘定といふものについては、それは非常に嚴格な管理下に置かれ、特別な措置を講ぜられるといふことはあり得る。これは又將來これが一体負債となるのか、或いは講和會議においてどういふ処置をつけられるのかといふことになつては、非常にこれは大きな問題で処理がむずかしいのであります。であるけれども、結局この円資金の問題は飽くまでもこれは國會及び日本政府の責任として私はこれを処分するのが當然だらうと思ひます。これは今までのいわゆるポツダム宣言の下における占領管理下の當然のこととして日本政府が当然やるべき、それは又實質的な經濟的な意味において、第二番目に申しましたよらうに日本經濟の不可分のものである。これだけを特別に出してどういふこと

る。勿論その日本政府といふのは、何も吉田内閣といふだけではなくして、日本の國會も入つておるわけでありませう。そらういふやうなものが、責任を負つてやつて来ておる。従つてこのドル價格、ドル勘定といふものについては、それは非常に嚴格な管理下に置かれ、特別な措置を講ぜられるといふことはあり得る。これは又將來これが一体負債となるのか、或いは講和會議においてどういふ処置をつけられるのかといふことになつては、非常にこれは大きな問題で処理がむずかしいのであります。であるけれども、結局この円資金の問題は飽くまでもこれは國會及び日本政府の責任として私はこれを処分するのが當然だらうと思ひます。これは今までのいわゆるポツダム宣言の下における占領管理下の當然のこととして日本政府が当然やるべき、それは又實質的な經濟的な意味において、第二番目に申しましたよらうに日本經濟の不可分のものである。これだけを特別に出してどういふこと

る。勿論その日本政府といふのは、何も吉田内閣といふだけではなくして、日本の國會も入つておるわけでありませう。そらういふやうなものが、責任を負つてやつて来ておる。従つてこのドル價格、ドル勘定といふものについては、それは非常に嚴格な管理下に置かれ、特別な措置を講ぜられるといふことはあり得る。これは又將來これが一体負債となるのか、或いは講和會議においてどういふ処置をつけられるのかといふことになつては、非常にこれは大きな問題で処理がむずかしいのであります。であるけれども、結局この円資金の問題は飽くまでもこれは國會及び日本政府の責任として私はこれを処分するのが當然だらうと思ひます。これは今までのいわゆるポツダム宣言の下における占領管理下の當然のこととして日本政府が当然やるべき、それは又實質的な經濟的な意味において、第二番目に申しましたよらうに日本經濟の不可分のものである。これだけを特別に出してどういふこと

る。勿論その日本政府といふのは、何も吉田内閣といふだけではなくして、日本の國會も入つておるわけでありませう。そらういふやうなものが、責任を負つてやつて来ておる。従つてこのドル價格、ドル勘定といふものについては、それは非常に嚴格な管理下に置かれ、特別な措置を講ぜられるといふことはあり得る。これは又將來これが一体負債となるのか、或いは講和會議においてどういふ処置をつけられるのかといふことになつては、非常にこれは大きな問題で処理がむずかしいのであります。であるけれども、結局この円資金の問題は飽くまでもこれは國會及び日本政府の責任として私はこれを処分するのが當然だらうと思ひます。これは今までのいわゆるポツダム宣言の下における占領管理下の當然のこととして日本政府が当然やるべき、それは又實質的な經濟的な意味において、第二番目に申しましたよらうに日本經濟の不可分のものである。これだけを特別に出してどういふこと

る。勿論その日本政府といふのは、何も吉田内閣といふだけではなくして、日本の國會も入つておるわけでありませう。そらういふやうなものが、責任を負つてやつて来ておる。従つてこのドル價格、ドル勘定といふものについては、それは非常に嚴格な管理下に置かれ、特別な措置を講ぜられるといふことはあり得る。これは又將來これが一体負債となるのか、或いは講和會議においてどういふ処置をつけられるのかといふことになつては、非常にこれは大きな問題で処理がむずかしいのであります。であるけれども、結局この円資金の問題は飽くまでもこれは國會及び日本政府の責任として私はこれを処分するのが當然だらうと思ひます。これは今までのいわゆるポツダム宣言の下における占領管理下の當然のこととして日本政府が当然やるべき、それは又實質的な經濟的な意味において、第二番目に申しましたよらうに日本經濟の不可分のものである。これだけを特別に出してどういふこと

る。勿論その日本政府といふのは、何も吉田内閣といふだけではなくして、日本の國會も入つておるわけでありませう。そらういふやうなものが、責任を負つてやつて来ておる。従つてこのドル價格、ドル勘定といふものについては、それは非常に嚴格な管理下に置かれ、特別な措置を講ぜられるといふことはあり得る。これは又將來これが一体負債となるのか、或いは講和會議においてどういふ処置をつけられるのかといふことになつては、非常にこれは大きな問題で処理がむずかしいのであります。であるけれども、結局この円資金の問題は飽くまでもこれは國會及び日本政府の責任として私はこれを処分するのが當然だらうと思ひます。これは今までのいわゆるポツダム宣言の下における占領管理下の當然のこととして日本政府が当然やるべき、それは又實質的な經濟的な意味において、第二番目に申しましたよらうに日本經濟の不可分のものである。これだけを特別に出してどういふこと

る。勿論その日本政府といふのは、何も吉田内閣といふだけではなくして、日本の國會も入つておるわけでありませう。そらういふやうなものが、責任を負つてやつて来ておる。従つてこのドル價格、ドル勘定といふものについては、それは非常に嚴格な管理下に置かれ、特別な措置を講ぜられるといふことはあり得る。これは又將來これが一体負債となるのか、或いは講和會議においてどういふ処置をつけられるのかといふことになつては、非常にこれは大きな問題で処理がむずかしいのであります。であるけれども、結局この円資金の問題は飽くまでもこれは國會及び日本政府の責任として私はこれを処分するのが當然だらうと思ひます。これは今までのいわゆるポツダム宣言の下における占領管理下の當然のこととして日本政府が当然やるべき、それは又實質的な經濟的な意味において、第二番目に申しましたよらうに日本經濟の不可分のものである。これだけを特別に出してどういふこと

る。勿論その日本政府といふのは、何も吉田内閣といふだけではなくして、日本の國會も入つておるわけでありませう。そらういふやうなものが、責任を負つてやつて来ておる。従つてこのドル價格、ドル勘定といふものについては、それは非常に嚴格な管理下に置かれ、特別な措置を講ぜられるといふことはあり得る。これは又將來これが一体負債となるのか、或いは講和會議においてどういふ処置をつけられるのかといふことになつては、非常にこれは大きな問題で処理がむずかしいのであります。であるけれども、結局この円資金の問題は飽くまでもこれは國會及び日本政府の責任として私はこれを処分するのが當然だらうと思ひます。これは今までのいわゆるポツダム宣言の下における占領管理下の當然のこととして日本政府が当然やるべき、それは又實質的な經濟的な意味において、第二番目に申しましたよらうに日本經濟の不可分のものである。これだけを特別に出してどういふこと

る。勿論その日本政府といふのは、何も吉田内閣といふだけではなくして、日本の國會も入つておるわけでありませう。そらういふやうなものが、責任を負つてやつて来ておる。従つてこのドル價格、ドル勘定といふものについては、それは非常に嚴格な管理下に置かれ、特別な措置を講ぜられるといふことはあり得る。これは又將來これが一体負債となるのか、或いは講和會議においてどういふ処置をつけられるのかといふことになつては、非常にこれは大きな問題で処理がむずかしいのであります。であるけれども、結局この円資金の問題は飽くまでもこれは國會及び日本政府の責任として私はこれを処分するのが當然だらうと思ひます。これは今までのいわゆるポツダム宣言の下における占領管理下の當然のこととして日本政府が当然やるべき、それは又實質的な經濟的な意味において、第二番目に申しましたよらうに日本經濟の不可分のものである。これだけを特別に出してどういふこと

作られて行つたと思ひます。で、必  
として輸入されて来るもの、それを米  
の一部として、而もそこから上つて來  
別に出してどうこうするといふことは

できないものである。そういう意味に  
おいて、私は結論としてどうしてもこ  
の見返金計を他の物と特別にやるべき  
ではない。これは当然、外の法律と同  
じような関係で、飽くまでも日本政府  
が外の関係の責任を持つと同じように  
やるべきだ。今までだつてこの法案だ  
けはよくなくて、ディレクティブや  
ばモランダムといふものが沢山ある  
と思ふ。併し飽くまでもそれは一應日  
本の政府の責任として十分自治性を持  
つてなされておる。それと結局は同じ  
ような意味において、この会計及びこ  
の法案がやはりなされるべきだと思  
ふ。そうでなければ今まで日本政府に  
許されておつたようなものでも改め  
おばなかつてしまふ。いわば日本政  
府自身がどういふような法案を作るこ  
とによつてなして行く、私はこの思  
ひの通りである。それに對して大蔵大  
臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 先程申し上げ  
たよりな事情でございます。即ちこの資  
金の構成がアメリカの納税者の負担に  
おいて出されております関係上、向う  
と十分な連絡を取つてやりたいと思  
つております。尙先方よりも便途につ  
ましては、向うと緊密な連絡を取るよ  
う覚書が来ておる次第でございます。

○中西功君 問題は非常に原則的な問  
題です。日本の占領管理下といふもの  
と、或いはボツダム宣言といふもの、  
これら二つのものを我々がどういふふう  
に今後考へて行くかといふ問題なんで  
す。そういうふうであつて、現実が大  
蔵大臣や、或いはいろいろの方々がど  
う考へておるかといふこと、といふ  
問題の大きな問題として私は今問題に

出しておるのであります。私は三つ  
申しましたようにボツダム宣言や、或  
いは日本がアメリカの、初期のアメ  
リカの対日統治、基本方針といふよう  
なものからよく考へて来るならば、見返  
金計だけ特別にすべきではない。その  
理由は先申ししたように、我々が負債を  
負つておるとすれば、それはドル價格  
においてであつて、ドル價の問題にお  
いてであつて、決して國內のこの資金  
千七百五十億、或いはそれ以上を達す  
るような、そういうふうなものとして  
でないといふこと、そういうふうには  
つきり分けて行かなければ、實際にこ  
れらの経済や法律の問題において、ど  
れだけが日本政府に権限があり、どれ  
だけがないのか、というふうなことは、  
はつきりしないのであります。何もか  
も……それじやもう全経済を今後考  
へて行けば、アメリカの納税者の負担  
になつておるといふふうなことを大蔵  
大臣は言いますけれども、それはこれ  
だけに限らずあらゆるものにそういう  
問題が結局は起つて来る。ですから私  
はここでこの根本問題をはつきり考へ  
て置かないと、ただこれが必要だから  
といふふうなことでやつて行くといふ  
でもないことにならぬと思ふ。大蔵大臣  
の説明、答弁といふのは、その点非常  
に私は不満足なんです。もう一つやつ  
て置きたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 先程申し上げ  
た通りでございます。中西委員はド  
ル資金ならどうだとか、円資金なら  
どうだとかおつしやいます。ドル資  
金、円資金の区別はないと考へてお  
ります。

○中西功君 若しドル資金、円資金の  
区別がないといふことになつて行け  
ば、もうそれはそういう日本の國內の  
経済問題について、日本政府は何ら権  
限を持たないといふことなんです。そ  
うして又そういうことが大蔵大臣は、そ  
ういふふうな見解に立つてこれをやつ  
ておる。若し例へばこれはこの法案で  
なくとも、外の法案でも、政府は一應  
関係方面のオキーを得て出すのだ  
し、或いは又その他の問題についても  
十分指示を受けておるのであります。だ  
けども、そういうものは一應日本政府の  
責任において今までやつて来ておるの  
です。若しそういうふうには、これはも  
う向うのオキーを得て指示を受けて  
おるのだから、日本政府の言ひ分は全  
然ないといふふうには考へて行くなら  
ば……若し考へておられて、而もそ  
ういふ考へに準じてこの法案が作られ  
ておる……特にこの場合はドル資金の場合  
でも、円資金の場合も区別がないのだ  
といふふうな意味で、結局は管理下に  
おいては、もうとにかく先方の意向を  
質す以外には手はないのだ。それ以外  
のことではできないのだ。日本政府には  
何ら問題にはならないのだ、こ  
ういふふうなつもりで、今度のこ  
ういふことが作られておるといふふう  
に理解していいかどうか……

○國務大臣(池田勇人君) 決してそ  
うではありませぬ。日本政府の責任に  
おいてやります。ただ運用に當りまして  
は関係方面と密接な連絡を取ります。

○中西功君 その場合、密接な連絡を  
取つてやるということ、今度六項、  
七項に書かれておるような、こ  
ういふ實質的なことをやるということ、そ  
うしてさつき油井委員からいろいろ  
問がありましたような、この問題に對  
する國會の發言權といふことと非常

關係があるのです。一般的に今までも  
日本政府は密接な關係の下にやつて來  
ておるのであります。そういうふうな極  
め一般的の意味において、密接な關係で  
やるというならば、これは私は別に何  
にも言ふことはない。従つて若しそ  
うなれば油井委員が言われたような  
意見のように、私は日本政府の責任に  
おいてやるならば、当然これは憲法に  
従つて國會に最高の権限がある。当然  
そり出て來なければならぬ。そこに何  
も私は抽象的なことを言つておるわけ  
ではない。油井委員の質問の延長とし  
て原則的な問題だから、問題を出して  
やつておるわけでありませぬ。

それでは最後に私ははつきり整理し  
ますが、こりいふに理解していい  
かどうか。即ち密接な關係を持つてや  
るといふ大蔵大臣の答弁は、これは従  
來の關係からやつておるのであります。それ  
は管理下における當然のこととしてや  
つておる。尙この会計においてもその  
他の問題においても、日本政府は十分  
に日本政府の責任においてやる。日本  
政府の責任といふことは、尻拭いをする  
といふだけでなくして、日本政府に  
権限があることでありまして、それは  
日本政府の政治の行き方次第によつて  
は、そのやり方も非常に違つて來ると  
いふ意味なんです。だからそ  
ういふふうな意味の、日本政府の責任に  
おいてやるのであるといふこと、更に  
従つて日本政府の責任でやる以上は、  
最高の決定機關としての國會の役割と  
いふものは、この中に十分率直に反  
映されるということ、この三つをそ  
ういふに理解するのであります。そ  
ういふに理解していいかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) 大體中西委  
員のおつしやる通りであります。國  
會がどの程度に資金の運用といふこと  
に關與するかといふ問題に着着する  
と思ふ。その点は只今油井委員に申し上げ  
た程度で外には決つておりませぬ。

○中西功君 さつきの安本長官の話を  
もつて具体的に聴いて、そして具體  
的に如何に國會がこれに參與するか  
といふ技術的に互の問題はこれを保留し  
て置きたいと思ひます。

○委員(櫻内茂雄君) お語りいたし  
ます。大蔵大臣は時間の關係でお急ぎ  
になつておられますから、いずれ御質疑  
がありましたら、次回にお願いす  
ることにはいたしたい、こり考へま  
す。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内茂雄君) 尙お語りいた  
します。本案に對しまして、商工委員  
會から、商工委員の方でも出席をして  
質疑をしたい。こりいふ御申出があり  
ますので、連合の委員会を開いて呉れ  
たい。御申出があるものであります。が、  
御申出がありました以上は、開かなか  
ちやならんこり考へますから、い  
れ近日に連合委員会を開くといふこと  
に取計したいと思ひます。が御異議ござ  
いませぬか。ちよつと速記を止め  
て……

〔速記中止〕

○委員(櫻内茂雄君) 速記を始め  
て……

如何でしようか。一回ぐらひは連合  
委員会を開いた方がよい気がいたしま  
す。……さう取計しまして御異議  
ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内茂雄君) それではさ  
う

うに取計います。

○委員(櫻内正徳君) それから次に酒税法等の一部を改正する法律案の審議に移りたいと思ひます。御質疑がございましたら御質疑をお願いいたします。

○中西功君 砂糖の輸入量は分りませぬか。

○政府委員(山本第一郎君) 輸入量は、私からお答へするのは不適当かと思ひますが、私共の聞いておりますところでは申上げますが、二十四会計年度中に大体計画は白糖六万八千トン、砂糖二十一万九千トン、合計二十八万七千トン程度だと聞いております。

○中西功君 油井さんの今の質問は主として砂糖とズルチン、サッカリンの関係でありましたが、もう一つこれは拡大しまして、輸入砂糖は非課税とするが、最近におきまして、特別に乗用小型自動車、自動自転車等の若干の物品に新規に課税する。こういうこととの間に私は必然的な関連があると考えられるのであります。正に乗用小型自動車を課税されるのか。この点の一つは實質的な理由を述べて頂きたいと思ひます。

○政府委員(山本第一郎君) 只今大型自動車に對しましては従来から課税をいたしております。ところがこれは現実問題としては國內の産品はございませぬし、又新品の輸入もございませぬので、課税することには相成つておりませんが、實際の課税はないというのが実情でございます。乗用自動車、つまり大型自動車に對する課税は十割課税でございます。それとの約合がございませぬし、併しスターターその他の問題も幾々参つておりますので、百分の二十、つまり一番最低の税率程度の課税

は小型自動車に對しては止むを得ないのではないかと。こういうことで課税することにしたしたような次第であります。

○油井實太郎君 取引高税の改正についてちよつとお伺ひいたします。取引高税に証紙を使つたのは評判が悪かつたといふことは、これは事實であります。併しながら証紙を使つたまじめな業者も、使わなかつたまじめな業者も更正決定によつて取引高税を更に追加徴収するのだといふことに対する非難も相當あつたわけでありませぬ。これについて結局今度の改正によつて政府の意圖するところは、やはり以前と同じよりに更正決定を大幅にやつて行くかどうかといふ点になりませぬが、今後証紙がなくなつた場合の監督とか或いは取引高税の納税実態についての観測といふようなものはどんな工合になりますか。

○説明員(明里長太郎君) お答へいたします。只今お尋ねのございましたように、最初印紙を以て納付する事になつておりましたのでございませぬが、これは非常に手数がかりましたので、今更止するようになつております。それから又一面お尋ねのありましたように、全体が印紙納付ができておりませぬから、結局最後に更正決定をやらなければならぬ。こういう状態になりませぬので、この際そういう手数もかかりませぬし、それから完全に印紙の納付もできなかつたといふような点で更止したたのであります。それで今後の見通しをいたしましては、毎月申告納税という建前を取りまして、できるだけ申告指導に重点を置きまして、成績を挙げ

て行きたい。それで最後にどうしても完全に納税できない場合は、これは更正決定も止むを得ないと思ひておりますが、只今のところではできるだけ申告指導の方に重点を置いて成績を挙げたいと、こう考へておる次第であります。

○油井實太郎君 それで取引高税は問税の方になりますし、營業所得税は直税になります。その間の関連と申しますか、片方において營業所得税の方では營業税というものを取立てる場合の取引の額と、それから間接税において取引高の算定の方針と喰ひ違ひがでるということが大分不満の聲となつて現われておるのですが、これについては何か適當な関連を以て進まれるか、それとも全然別個におやりになるか、この点は如何ですか。

○説明員(明里長太郎君) 只今お尋ねの方との喰ひ違ひといふ点につきまして、丁度本年は中途から始めました関係上、所得の基本と取引高税との関係が違つておつたのであります。今後におきまして兩者共一ヶ年並行されることになりませぬれば、兩者の連絡を取りまして、そうして所得の方と取引高税の方と喰ひ違ひがないように努めたといふ、こういうふうに考へております。

○政府委員(田口政五郎君) 正当なるものが不明瞭といふことはどうもおかしいのですが、多い方も少ない方も、正当の方によると思ひます。研究すれば必ず分ると思ひます。どちらか不明といふことはない筈だと思ひます。

○中西功君 取引高税の算定と所得税の算定は全く今のところ喰ひ違つておるのです。これは非常な問題に實際に關しては、私も税務署へ行つて具体的に聞いたことがありますが、税務署の方の答弁といふことが、回答では、時期的なずれがある結果だといふふうにまあ一應言つておられますけれども、併し實際にそれは時期的なずれを修正しませぬ、可なり相違があるんです。それでこの点は私は將來まあ取引高税がなくなれば問題はないのですが、存続している限りは相當重要な問題であると思ひます。なぜかと言へば、そういうふうにして二つの所得が間税と直税で喰違つておるといふよりなことから、非常な税務署に對する不信任があるわけですね。この点もつと現実に即していろいろ論議されなければならぬと思ひます。それに関連しておるわけですから、納付方法をこのたび証紙をやめたといふ問題です。實際眞面目に取引高税を納めておる人達はこの証紙をやめたといふことを必ずしも歓迎してないと思ひます。今までも証紙はありましたが、決して証紙通りに課税してくれてない。その二倍、三倍といふふうなものが課税されておるのです。若し証紙があつてもこのようにそれが信用されずに課税されて更正決定が来るのなら、証紙がなくなつたらいよいよ何といひませぬか、見込税でひどい目に遭うのじやないか。

○説明員(明里長太郎君) 先ず最初にお尋ねのございました本年の所得税と取引高税の基本の喰ひ違ひといふ点につきましては、丁度御承知のように、所得税の方は二十三年の一月から十二月までの更正をいたしておられます。従いまして納税者の方から御覽になりませぬと、九月、十月、十一月の取引高税を更正決定いたしております。それから更に十二月、一月、二月と三ヶ月の更正決定をいたしております。

○油井實太郎君 これは政務次官にお伺ひして置きたいのですが、その場合に喰違ひができた場合に、いわゆる多く計算した方を基準にされるか、少く出た方を基準にされるか、いずれも兩者の意見が正当であるかといふことが不明のような場合どんな方針で進まれますか。

○政府委員(田口政五郎君) 正当なるものが不明瞭といふことはどうもおかしいのですが、多い方も少ない方も、正当の方によると思ひます。研究すれば必ず分ると思ひます。どちらか不明といふことはない筈だと思ひます。

○中西功君 取引高税の算定と所得税の算定は全く今のところ喰ひ違つておるのです。これは非常な問題に實際に關しては、私も税務署へ行つて具体的に聞いたことがありますが、税務署の方の答弁といふことが、回答では、時期的なずれがある結果だといふふうにまあ一應言つておられますけれども、併し實際にそれは時期的なずれを修正しませぬ、可なり相違があるんです。それでこの点は私は將來まあ取引高税がなくなれば問題はないのですが、存続している限りは相當重要な問題であると思ひます。なぜかと言へば、そういうふうにして二つの所得が間税と直税で喰違つておるといふよりなことから、非常な税務署に對する不信任があるわけですね。この点もつと現実に即していろいろ論議されなければならぬと思ひます。それに関連しておるわけですから、納付方法をこのたび証紙をやめたといふ問題です。實際眞面目に取引高税を納めておる人達はこの証紙をやめたといふことを必ずしも歓迎してないと思ひます。今までも証紙はありましたが、決して証紙通りに課税してくれてない。その二倍、三倍といふふうなものが課税されておるのです。若し証紙があつてもこのようにそれが信用されずに課税されて更正決定が来るのなら、証紙がなくなつたらいよいよ何といひませぬか、見込税でひどい目に遭うのじやないか。

○説明員(明里長太郎君) 先ず最初にお尋ねのございました本年の所得税と取引高税の基本の喰ひ違ひといふ点につきましては、丁度御承知のように、所得税の方は二十三年の一月から十二月までの更正をいたしておられます。従いまして納税者の方から御覽になりませぬと、九月、十月、十一月の取引高税を更正決定いたしております。それから更に十二月、一月、二月と三ヶ月の更正決定をいたしております。

○油井實太郎君 これは政務次官にお伺ひして置きたいのですが、その場合に喰違ひができた場合に、いわゆる多く計算した方を基準にされるか、少く出た方を基準にされるか、いずれも兩者の意見が正当であるかといふことが不明のような場合どんな方針で進まれますか。

こういふような危惧も相當あるのですが、そういうことはこれを改正された場合どういふふうにお考へになつてやつたか、ちよつとお聴きして置きたいと思ひます。

○説明員(明里長太郎君) 先ず最初にお尋ねのございました本年の所得税と取引高税の基本の喰ひ違ひといふ点につきましては、丁度御承知のように、所得税の方は二十三年の一月から十二月までの更正をいたしておられます。従いまして納税者の方から御覽になりませぬと、九月、十月、十一月の取引高税を更正決定いたしております。それから更に十二月、一月、二月と三ヶ月の更正決定をいたしております。

○中西功君 いや、その方針は非常に結構なんです。実際に税務署へ行くところ、そうなるおらんと。ところが問題なんです。これは今までも沢山言

平均よりか、どうしても取引高が殖えております。そういうふうな関係で、平均いたしました三ヶ月と、九月、十月、十一月の實際の取引金額といふもの喰違ひを生じたような關係に相成つておると思ひます。それからさつき印紙を更止いたしましたので、今後はどうなるかといふ問題でございますが、この点につきましては、できるだけ実績調査をいたしまして、そうして喰違ひのないように努めて行きたいと思ひます。こういう方針で進んでおります。

れて来ておるので、私は敢て派山申し  
ませんけれども、所得税の場合と間接  
税の場合の評價の差にいたしまして  
も、これは一つは税務署の機構にも開  
連があると思います。時期的なずれと  
いうことはそれは十分考慮いたしまし  
ても、例えば或る一つの場合をとつて  
見ますと、法人税の場合は、その大  
体機構を信用して貰つて、これがいい  
か悪いが別ですが、信用して貰つて所  
得税を納めておるのです。が併し間接  
税はそういう機構は信用しないで、全  
然新しい見地で大体二倍、三倍とい  
うふうにかけておるわけです。これは  
實際なんです。一つの例を取つて見れ  
ばですね。だからあなた達が机の上で  
理論的に時期的なずれがあるからそ  
うなるのだというふうに考えておられ  
けれども、實際になるとそういうもの  
じやなくて、單なる時期的のずれじや  
ない、實際に間接税と直接税の分け  
れて取つておる。而もお互い張合つて  
いるとか、いろ／＼のことが起りま  
す。そうして税務署の職員自身にも或  
る場合にはいい人と悪い人とありま  
す。そういうような現実の條件が絡み  
合いますと、ここに非常な差が出て來  
る。ですから法案を考へておる場合に  
はあなたのような答弁でもいいかも知  
れんけれども、併し實際のことを考え  
たらそんなことを言つていたのじや絶  
對に合はないということが問題だと  
思ふのです。だからそういう意味で言  
へば法案というものはつと親切に十  
分そういうことができないように、作  
つて置かなければならぬわけなんです  
。併しこれについて私これ以上別に  
答弁を求めようと思つておらん。これ  
は實際の問題ですから、今後とも我々

においても研究しなければいかん。で  
さつき油井君に対する御答弁において  
申告の方を主として行きたいというよ  
うなことがありますが、やはり何です  
か、例えば東京の何々税務署には何十  
億というふうに、やはり一應これを割  
当てて行かれると、どうしてもその  
税務署はそれだけ納めなければならん  
ので、つい二倍、三倍というよりな割  
当課税になつて行くということが現状  
なんです。やはり今後ともそういう努  
力目標というよりな名前によつて、一  
應割当を相当やられて、而も單に努力  
目標ということに止まらずそれを余り  
りまくやらない税務署は大体成績が悪  
いというよりなことで、何か實質上種  
制化される。こういうよりなやり方を  
やはり今後も続けて行くならば、申告  
にしたというよりなことは無意味だと  
思ふ。その点少しお伺いして置きたい  
と思ひます。

○説明員(明里長太郎君) 只今の御質  
問に對しまして、御承知の通り大体目  
録としては考へられる場合がございます  
すけれども、いわゆるそれは割当とい  
う觀念ではございません、大体各署間  
の権衡を保持するといふよりな意味に  
おいて一つの目標額を定めておるよ  
うな次第であります。それは只今申上  
げたよりな割当という觀念ではござ  
いせんから、必ずしもその通りに行  
くということではございません。従つて  
税法に従ひまして、税法を完全に執行  
して行くといふことに努めておる次第  
であります。

○委員(櫻内辰郎君) 他に御質疑は  
ございませんか。  
○油井賢太郎君 酒のことでちよつと  
伺いたのですが、昭和二十三年度の  
いわゆる酒税の予算は四百五十七億  
らになつておりますが、實際徴収され  
ておるのが五百六十六億になつてお  
りまして、この差は大体百億以上にな  
つておるのであります。今年度は予算  
が六百五十億ですが、やはり見込みと  
してはこれは殖える見込みですか、ど  
ういうよりなことになりませうか。  
○政府委員(山本第一郎君) 只今油井  
さんからのお示しのように、昭和二十  
三年度の酒税の予算は四百五十七億で  
ございます。それが只今までのところ  
、資料として御提出申上げておると  
思ひますし、又昨日でございまして  
か、新聞にも載つておりましたあの教  
字でございまして、約七十億オーバ  
りしております。それはどういふ原因か  
と申しますと、昨年の秋に諸が非常に  
よく覆れまして、当初の割当計画の  
五千万以上に入りましたわけござ  
います。酒が入りましたので、合成  
酒、焼酎が派山でございまして、年度末に  
その中の相当大きなものを出荷いたし  
ましたのと、もう一つは歳入を成るべ  
く上げたいという趣旨に基きまして、  
特價酒の販賣等について公團の盡力を  
願ひまして、相当よく賣りました。そ  
れらの関係において約七十億ばかり  
オーバーして参つたのでございませ  
ん、これは何と申しますか、只今申上  
げましたよりな諸が余計入つたとい  
う關係と、それからストックを極力賣つ  
たといふ二つの点から出たものでござ  
います。本年度につきましては、大体  
本年度の酒は二十三酒造年度の酒が出  
るわけでございますが、それに二十四  
酒造年度の酒の中の、例えば今年の春  
割当てられますよに上りますビール乃  
至ウキスキー、この秋割当てられる諸

による焼酎、合成酒の一部が本会計年  
度の歳入になるわけでございますが、  
只今のところまだ關係方面の意向もは  
つきりしておりませんし、輸入食糧と  
絡み合ふ問題でございまして、原料  
の見通しというものは付いておりませ  
ん。昭和二十四酒造年度の原料の見通  
し、つまり今年の春の麦、今年の秋の  
米乃至甘藷の見通しは、まだ十分立つ  
ておりません。併しながら私共として  
は少くとも昨年と同じ程度の原料は確  
保できるものと見積りまして、一應同  
じ原料が来たらどうなるかという基礎  
において、六百五十億という数字を彈  
いたのでございまして、従ひまして今後  
連合國の厚意によりまして、昭和二十  
四酒造年度の原料米乃至原料麦、甘藷  
の割当が殖えるといふことになりませ  
ん、只今の六百五十億の見通しは少  
し少な過ぎるといふことに相成ります  
が、これが全然分りませぬので、一應  
同じと見ておるわけでございます。只  
今の私共の感じといたしましては、諸  
が派山でございませぬ、焼酎、合成酒に  
相当できると思ひますし、その他昨年  
でございました干甘藷等も多少割当てて頂  
けるのじやないかといふ予想もござ  
いますので、若しそういうものが実現す  
れば、六百五十億は、税収は實際は殖  
えると思ひます。但しその關係はまだ  
他の要素としては、酒の販賣が今後う  
まく行くかどうか、こういうことにも  
かかつておりますので、見通しが困難  
でありますので、一應同じ原料の割当  
というところで、見廻りをした次第であ  
ります。

○油井賢太郎君 それから光程政府委  
員から御説明になつておるズルチン、  
サッカリンについては、もう改正する  
意思はないといふお話があつたので  
すが、そうすると今度の提案された法案  
以外のやつは、絶対に修正の余地も何  
もないといふふうにお伺いできるの  
です。昭和三十四酒造年度の原料の見通  
し、つまり今年の春の麦、今年の秋の  
米乃至甘藷の見通しは、まだ十分立つ  
ておりません。併しながら私共として  
は少くとも昨年と同じ程度の原料は確  
保できるものと見積りまして、一應同  
じ原料が来たらどうなるかという基礎  
において、六百五十億という数字を彈  
いたのでございまして、従ひまして今後  
連合國の厚意によりまして、昭和二十  
四酒造年度の原料米乃至原料麦、甘藷  
の割当が殖えるといふことになりませ  
ん、只今の六百五十億の見通しは少  
し少な過ぎるといふことに相成ります  
が、これが全然分りませぬので、一應  
同じと見ておるわけでございます。只  
今の私共の感じといたしましては、諸  
が派山でございませぬ、焼酎、合成酒に  
相当できると思ひますし、その他昨年  
でございました干甘藷等も多少割当てて頂  
けるのじやないかといふ予想もござ  
いますので、若しそういうものが実現す  
れば、六百五十億は、税収は實際は殖  
えると思ひます。但しその關係はまだ  
他の要素としては、酒の販賣が今後う  
まく行くかどうか、こういうことにも  
かかつておりますので、見通しが困難  
でありますので、一應同じ原料の割当  
というところで、見廻りをした次第であ  
ります。





都市計画土地区画整理によつて、公共の既用地(主として街路)となりながら、手続の関係から依然個人名義となつて居る土地があるが、これらの所有者に地租が課税されているのは不都合である。これは現行法規の下では如何ともし難いから、これらの土地所有者に對しては、地租減免の法規を制定せられたいとの請願。

第六百七号 昭和二十四年四月九日 受理

地方起債の償還期限延長に関する請願  
 請願者 岐阜縣議會議長 松原 喜八

紹介議員 大野幸一君

大蔵省予金部資金は本年度融通分が大幅に短縮されたが、これは償還財源の枯渇している地方公共団体、特に戦災復興事業費に多大の経費を必要とする被災都市の財政計画に、じつ大な影響を及ぼすものであるから、従来通り五箇年振替、十五箇年賦償還とせられたいとの請願。

第六百三十三号 昭和二十四年四月十一日受理

生命保険契約者の利益配当開始延長に関する請願  
 請願者 東京都千代田区有樂町 保険協会内全園生命保険従業員組合連合会内 金山敏

紹介議員 中西功君

生命保険の利益金を契約者に配当することは、保険の社会的使命の完遂と契約者の利益擁護のため必要事ではあるが、現在保険会社の大多数は金融機関再建整備法によつて國庫から多額の補

償金を受けており、しかもこの補償金は國民全体の負担にかかつて居るので、利益配当には國民の間に反對の感情論もあり、その他たな上げ契約に對する償務の未完結、資産評價の不確実、利益配当の不確実等業界の実情に照して、時機尚早の感があるから、利益配当の開始を延期せられたいとの請願。

第六百五十一号 昭和二十四年四月十二日受理

奈良の彫刻(一刀刻)生産課税低減に関する請願  
 請願者 奈良市鍋屋町一二一 竹 林 新谷貢三郎君 堀越儀 郎君

紹介議員 新谷貢三郎君 堀越儀郎君

奈良の彫刻(一刀刻)は千年の歴史と傳統をもち、日本獨特の藝術として世界的に知られ、文化的價値の大なるものである。しかるに、戦前において一刀刻の作家として貢献していた五十数名の達人が、現在では重税による販賣力低下のために相次いで廃業あるいは轉業し、戦後漸くにしてその復興の軌道をとどりつつあつたにもかかわらず、漸次衰微に陥らうとしている。このような現状は極めて憂慮に堪えないことであるから、奈良彫刻(一刀刻)の保護發展を図るために、現在行われている不合理な課税方法を打破し、絵画、骨とう等の部類として奈良彫刻(一刀刻)の生産課税の低減を図られたいとの請願。

第六百八十六号 昭和二十四年四月十三日受理

絹人絹力織機復元資金融資に関する請願  
 請願者 東京都八王子市千人町 一六一東京絹人絹織物 振興会内 八木岡英一 外二十八名

紹介議員 西川昌夫君

絹人絹織物に対する現行四十パーセントの消費税は、消費者の購買力減退によつて、業者の経営行詰りを生じ、公定價格以下の投賣り等も行われ、消費適負担の消費税が生産者に轉嫁されて居ること及び原料、生産工程を殆んど

輸出対策として、政府より昭和二十三年度初頭絹人絹織物業者に對して一万台の力織機の緊急増設を命ぜられたが、業者はこの増設に對処して自己調達資金により復元に努力してきたのであるが、増設計画立案当時の設備の價格と工業者別割当決定時の價格とは約六十パーセント以上の値上りの結果、完成に要する資金総額は実に二十五億円に達したために、所要資金の全部を自己調達によつて完成することは到底不可能な状態に立至つたのである。しかして、絹人絹織機一万台復元資金として、昭和二十三年度第四・四半期分の纖維産業の新規融資分の半額約一億四千万が融資されることと決定したのであるが、昭和二十四年度第一・四半期においても自己調達不可能額十億円に達するまで引き続き融資せられたいとの請願。

第六百八十七号 昭和二十四年四月十三日受理

絹人絹織物の消費税低減に関する請願  
 請願者 東京都八王子市千人町 一六一東京絹人絹織物 振興会内 八木岡英一 外二十八名

紹介議員 西川昌夫君

絹人絹織物に対する現行四十パーセントの消費税は、消費者の購買力減退によつて、業者の経営行詰りを生じ、公定價格以下の投賣り等も行われ、消費適負担の消費税が生産者に轉嫁されて居ること及び原料、生産工程を殆んど

同じくする絹、スフ織物の十パーセント課税に比し、その差額が極めて不都合であるから絹、スフ織物に準じて、絹人絹織物の消費税を十パーセントに引き下げられたいとの請願。

第七部 大政委員会会議録第十七号 昭和二十四年四月二十三日 六巻五号

10

昭和二十四年五月十六日印刷

昭和二十四年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第七部)

(二五)